

熊本県最低賃金

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。

令和4年10月1日から

時間額

853 円



特定（産業別）最低賃金 令和4年12月15日から

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **896** 円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

時間額 **931** 円

百貨店、総合スーパー

時間額 **855** 円

最低賃金の引き上げに向けた支援をご存じですか？

- ワン・ストップ & 無料相談
- 業務改善助成金

熊本働き方改革推進支援センター
熊本労働局 雇用環境・均等室

TEL.0120-041-124
TEL.096-352-3865

<最低賃金に関するお問い合わせは>

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL.096-355-3202 FAX.096-353-6621

各労働基準監督署

●熊本 TEL.096-362-7100 ●玉名 TEL.0968-73-4411 ●天草 TEL.0969-23-2266
●八代 TEL.0965-32-3151 ●人吉 TEL.0966-22-5151 ●菊池 TEL.0968-25-3136

最低賃金に関する特設サイト

<https://www.saiteichingin.info/>

 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/>

熊本県の最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	853円	令和4年10月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定(産業別)最低賃金

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896円	令和4年12月15日	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	931円	令和4年12月15日	
百貨店、総合スーパー	855円	令和4年12月15日	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象になります。

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③時間外割増賃金など ④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。

注4 「百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって、従業者が常時50人以上のものをいいます。